

令和6年4月26日
総務省北海道管区行政評価局

「持続可能な物流の確保・安全対策に関する調査」 — 一般貨物自動車運送事業を中心として — 《改善通知に対する改善措置の概要》

総務省北海道管区行政評価局では、令和4年7月から5年4月にかけて、持続可能な物流の確保・安全対策を推進する観点から、北海道の物流の現状、トラック運転者を確保するための労働環境の改善に向けた取組状況、一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の安全対策の実施状況等について調査し、北海道運輸局に対して、必要な改善措置を講ずるよう改善意見を通知しました（令和5年4月6日）。

今般、その改善措置状況について、北海道運輸局からの回答（令和6年4月11日受理）の概要を取りまとめましたので、公表します。

【本件に関する照会先】

北海道管区行政評価局 評価監視部 第五評価監視官 大西
電話：011-709-2311（内線3146）メール：hkd22@soumu.go.jp

本資料は北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/setumei_a.html

1 一般貨物自動車運送事業の安全対策(①改善報告の提出の促進)

主な調査結果

📄 結果報告書P.49

地方運輸支局による監査の実施後、事業者からの改善報告(注)が未提出にもかかわらず、監査が未実施の例有り
(令和元年度に監査を実施した事業者のうち6事業者(令和3年度末時点))

(注) 事業者に対する監査の実施後、事業の改善報告を命じられた事業者が改善報告を提出しない場合や、報告内容から事業が改善されたと認められない場合、監査対象事業者とし、監査を実施している。

北海道運輸局に対する改善通知

📄 結果報告書P.58

監査において改善すべき事項が確認された場合には、事業者に対し改善報告の提出を徹底させること

北海道運輸局の改善措置

令和5年度の監査計画策定段階から、改善報告未提出事業者を重点的に監査することを念頭に計画し、年度当初から優先的に監査を実施するとともに、改善報告の提出を促した。

- ① 元年度に監査を実施し、3年度末までに改善報告が未提出であった6事業者を監査計画(注)に掲載して対応済み
(3事業者が改善報告提出、3事業者が事業廃止・休止) (注)一部の事業者は4年度計画に掲載して対応
- ② 2年度以降に監査を実施し、4年度末までに改善報告が未提出であった19事業者のうち、4事業者を監査計画に掲載するなどして17事業者について対応済み(13事業者が改善報告提出、3事業者が事業廃止、1事業者は処理中(6年1月末現在))
→残り2事業者のうち、1事業者(注)は6年度計画に掲載して対応予定 (注)1事業者は改善に向けた取組を確認したため掲載予定無し

今後も改善報告が未提出となっている事業者に対し、監査の確実な実施を念頭にして提出を促していく。

2 一般貨物自動車運送事業の安全対策(②輸送安全規則等に関する情報提供の実施)

主な調査結果

📄 結果報告書P.54

- ① **事業者が輸送安全規則(注)の規定を誤って認識し運用している例有り**
 - 運転者の拘束時間の考え方を誤認して運用している 等
- ② **輸送安全規則の規定及び他の事業者の安全対策の取組事例について情報提供を求める事業者の意見有り**
 - 輸送安全規則の規定を十分に理解していないため、質疑応答等ができるよう地方運輸支局単位で説明会を開催してほしい
 - 他の事業者の安全対策の取組内容を知る機会が少ないため、積極的に情報提供してほしい 等

(注) 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)

北海道運輸局に対する改善通知

📄 結果報告書P.58

事業者が輸送安全規則を十分に理解し、効果的な安全対策を講ずることができるよう、輸送安全規則の規定や事業者が独自に実施する安全対策の取組事例について、様々な機会を通じて情報提供すること

北海道運輸局の改善措置

事業者に対する各種講習、セミナー等の機会を捉え、事業者に対する安全対策全般に関する情報提供を実施
今後は、**事業者が独自に実施する安全対策の取組事例に関する情報提供を地方運輸支局単位でも行うなど、輸送の安全性の向上に努めていく予定**(注)

(注) 今後、地方運輸支局単位で情報提供が実施された場合、その内容を確認予定

3 一般貨物自動車運送事業の安全対策(③車体表示に関する是正の取組及び啓発)

主な調査結果

📄 結果報告書P.55

- ① 事業者が道路運送法に基づく車体表示(注)を行っていない例有り
- ② 適正な車体表示の実施を求める事業者の意見有り
 - 車体表示のない車両に対し、適正な表示をするよう指導すべき 等

(注) 事業者等の自動車を使用する者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第95条の規定に基づき、その自動車の外側に使用者の名称等を見やすいように表示(車体表示)しなければならないこととされている。

北海道運輸局に対する改善通知

📄 結果報告書P.58

- ① 事業者に対する監査や街頭啓発活動等の機会を利用して、不適正な車体表示を是正する取組を実施すること
- ② 適正な車体表示に関する啓発を実施すること

北海道運輸局の改善措置

① 不適正な車体表示を是正する取組
外勤、監査、街頭検査、街頭啓発活動等のあらゆる機会を捉えて車体表示の確認を行うとともに、車体表示のない車両を発見した際には、該当する事業者への指導を実施

② 適正な車体表示に関する啓発
令和5年度から、整備管理者(注)選任後研修資料に車体表示に関する説明を追加して、適正な車体表示に関する啓発を図っており、今後も継続して実施予定

(注) 一定台数以上の自動車を使用する使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、一定の要件を備える者を「整備管理者」として選任し、自動車の点検及び整備並びに自動車庫の管理に関する事項を処理させなければならない。

(参考) 左記②の研修で使用されている研修資料<抜粋>

○貨物運送事業の許可を受けた自動車は、道路運送法第95条により、自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他省令に定める事項を見やすいように表示しなければならない

○車体への表示方法は、以下に示す貨物自動車の車体表示の目安*により、ペンキ等により車体に直接書き込むこととし、布テープ、マグネット等による貼付けは、原則、不可となる

○なお、「非表示又は虚偽の表示等」の不適正な表示をした者には罰則が適用される

※ 貨物自動車の車体表示の目安

1. 表示を要する事項
使用者、事業者の氏名、名称又は記号
事業の区分(限定、特定、通運、航空、海上、運行)

2. 表示要領

➢ 氏名、名称
・使用者が法人の場合：法人名
・個人の場合：個人名及び通商名(〇〇商店等)

3. 表示箇所等

・原則、荷台部両側面に横書き
平型荷台等のため表示できない場合は、ドア部に横書き又は、キャビンに縦書きで表示
・株式会社を(株)、有限会社を(有)での表示は可
・事業区分は、ドア両側に表示し、車体の塗色と重複しないこと

4. 文字の大きさ

・普通車は、概ね縦横 12cm以上
・小型車は、概ね縦横 8cm以上



限定・特定など



貸切・限定など